

令和4年第1回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和4年第1回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和4年1月27日(木) 午後3時
おいらせ町役場分庁舎 402会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

署名委員

署名委員

3 会期の決定 令和4年1月27日(木) 日間

4 おいらせ町教育委員会教育長職務代理者の指名について

5 おいらせ町教育委員会委員の席次について

6 教育長報告

7 各課報告

① 学務課

② 社会教育・体育課

8 付議案件

議案第1号 おいらせ町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

議案第2号 おいらせ町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第3号 おいらせ町外国語指導助手設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第4号 おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第5号 おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第6号 令和3年度おいらせ町優秀選手賞・生涯スポーツ大賞被表彰者の決定について

9 協議事項

協議第1号 令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の出席確認について

協議第2号 令和4年度教育委員会定例会開催日程について

10 報告案件

報告第1号 おいらせ町生徒指導上の実態について

11 その他

① 令和4年第2回教育委員会定例会会場の変更について

教育委員会定例会 1月教育長報告

令和4年1月27日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	土	
2	日	
3	月	
4	火	庁議 町内社会教育施設巡回
5	水	町内社会教育施設巡回
6	木	教委コロナ打合せ 東部教科研役員会
7	金	
8	土	成人式【令和2年度】 地域振興協議会花火
9	日	成人式【令和3年度】
10	月	成人式祝い品贈呈
11	火	教委打合せ 臨時議会
12	水	養護教諭会議
13	木	教委コロナ打合せ
14	金	人事協議(上教) 叙位伝達(十和田市)
15	土	
16	日	
17	月	教委打合せ
18	火	政策会議 職員提案審査会
19	水	校長会 学びカレッジ洋菓子作り講座(いきいき館)
20	木	学びカレッジ郷土料理講座(農改セ) 政策公約進捗確認 教委コロナ打合せ コロナ対策本部会議
21	金	書初め審査 七戸養護学校作品展(イオン下田)
22	土	
23	日	
24	月	教委打合せ
25	火	教頭会
26	水	
27	木	教委コロナ打合せ 教育委員会定例会
28	金	
29	土	
30	日	
31	月	教委打合せ 給食センター運営委員会 書初め大会特別賞表彰 上北中学校美術展

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。
[その他]

1月・2月行事予定及び報告事項

< 1 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
19日	水	校長会	みなくる館
25日	火	教頭会	分庁舎
27日	木	教育委員会定例会	分庁舎
31日	月	給食センター運営協議会	給食センター

< 2 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
14日	月	教育委員会定例会	東公民館
15日	火	教頭会	みなくる館
17日	木	校長会	東公民館

1月・2月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

1 月	行 事 名	場 所
4日(火) ～18日(火)	新年かきぞめ大会(公募大会) 1/21～2/21作品展示⇒3月に延期	みなくる館
8日(土)	冬休みものづくり体験(勾玉づくり)	阿光坊古墳館
8日(土)	令和2年度成人式	町民交流センター
9日(日)	令和3年度成人式	町民交流センター
15日(土)	冬休みものづくり体験(遺物レプリカづくり)	阿光坊古墳館
19日(水)	学びカレッジ「洋菓子作り講座」	いきいき館調理室
20日(木)	学びカレッジ「郷土料理講座」	農村環境改善センター実習室
30日(日)	第39回三村泰右杯争奪町内職場・町内会等対抗将棋大会⇒中止	みなくる館

2 月	行 事 名	場 所
5日(土)	教育委員会表彰授与式(文化)⇒3月に延期	町民交流センター
13日(日)	第47回小学生将棋名人戦おいらせ地区予選会(県予選) ⇒中止	大山将棋記念館

その他の事項(事務連絡等)

新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用等における対策(1/20町危機対策本部)

・みなくる館、大山将棋記念館、阿光坊古墳館、東公民館…1/22(土)から2/28(月)まで原則休館・休止

・図書館、中央公民館、北公民館…上記施設と同様、ただし図書貸出返却のみ利用可

※行政に係る会議及び一般の外郭団体等の会議で中止・延期できない場合のみ、公民館等利用可

えんぶり教室1/28～2/14⇒中止、百石えんぶり2/15～17⇒中止

1月・2月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

1 月	行 事 名	場 所
13 日 (木)	スポーツ協会理事会	みなくる館
19 日 (水)	スポーツ協会要望書提出	本庁舎

2 月	行 事 名	場 所
5 日 (土)	教育委員会表彰授与式(スポーツ)⇒3月に延期	町民交流センター
20 日 (日)	スポーツ少年団指導者・育成者研修会⇒中止	東公民館

その他の事項(事務連絡等)

新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用等における対策(1/20町危機対策本部)

・町民交流センター、いちよう公園体育館…1/22(土)から2/28(月)まで原則休館・休止

・スポーツ少年団…学校施設の貸出をしないことから1/22(土)から2/28(月)まで自粛要請

議案第 1 号

おいらせ町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

おいらせ町就学援助費支給要綱（令和2年おいらせ町教育委員会告示第19号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和4年1月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

準要保護者の定義を見直し、支給費目及び支給金額の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

おいらせ町就学援助費支給要綱（令和2年おいらせ町教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「、当該年度において」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当を受給している者

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定による市町村民税の非課税である世帯に属する者

第3条各号中「もの」を「者」に改める。

第4条第1項中「別表2」を「、別表」に、「転入学及び転退学した」を「認定又は認定取り消しを受けた」に改め、「及び通学用品費」を削り、同条第2項中「別表2」を「別表」に改める。

第5条中「就学援助費申請書」を「就学援助費認定申請書」に改める。

第9条中「就学援助費申請事項変更届」を「就学援助費認定事項変更届」に改める。

第11条中「委任したときは、学校長口座へ振り込むものとする」を「委任したとき、又は学校給食費及び就学旅行費については、この限りではない」に改める。

別表1を削り、別表2を別表とし、同表を次のように改める。

別表（第4条関係）

就学援助費の支給費目等

費目	支給対象者		支給金額	
	要保護	準要保護	小学校	中学校
学用品購入費	×	○	文部科学省の通知に基づく単価を限度とする。 〈要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）予算単価〉	
新入学児童生徒学用品費等 （第1学年のみ）	×	○		
学校給食費	×	○	対象経費の全額	
修学旅行費	○	○	対象経費の全額	

備考

- 第1学年が年度途中認定となった場合、新入学児童生徒学用品費等は支給せず、学用品購入費を月割りで支給するものとする。
- 支給金額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。
 様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

就学援助費認定申請書

おいらせ町教育委員会教育長 様

年 月 日

〒

住所 _____

申請（保護）者 氏 名 _____

電話番号 _____

下記のとおり、就学援助費を申請します。

1. 世帯構成員					【記入日現在】
世帯員氏名	続柄	生年月日	勤務先名・学校名	学年	備考
	申請者				
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

注1. 記入上の注意

- (1) 太線の中のみ記入してください。
- (2) 続柄の欄は申請者から見た続柄を記入してください。
- (3) 世帯分離している場合でも同一家庭（住所）に居住している者について、全て記入してください。
 また、父親・母親が単身赴任等で世帯が別であっても世帯に含まれますので記入が必要です。

2. 住居形態について（いずれかに○を記入）

持家 ・ 親族等の持家に同居 ・ 公的住宅 ・ 民間の貸家及びアパート ・ その他（ ）

3. 申請事由（就学援助を必要とする理由を詳細に記入してください）

	児童扶養手当受給 （どちらかに○）
	有
	無

※児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書の写しを添付してください。

4. 委任及び同意の確認

- (1) 認定された場合、就学援助費の請求等に関する一切の行為を学校長に委任します。
- (2) 審査に必要と認められた場合、おいらせ町職員が世帯構成員の課税状況等を調査することに同意します。

申請（保護）者署名欄 _____

様式第2号（第9条関係）

様式第2号（第5条関係）

就学援助費認定事項変更届

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

〒

住所

申請（保護）者

氏名

電話番号

下記のとおり、当初の申請より変更がありますので、おいらせ町就学援助費支給要綱第9条の規定により申請いたします。

1. 世帯構成員

【記入日現在】

世帯員氏名	続柄	生年月日	勤務先名・学校名	学年	備考
	申請者				
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

注1. 記入上の注意

- (1) 太線の中のみ記入してください。
- (2) 続柄の欄は申請者から見た続柄を記入してください。
- (3) 世帯分離している場合でも同一家庭（住所）に居住している者について、全て記入してください。また、父親・母親が単身赴任等で世帯が別であっても世帯に含まれますので記入が必要です。

2. 住居形態について（いずれかに○を記入）

特家 ・ 親族等の特家に同居 ・ 公的住宅 ・ 民間の貸家及びアパート ・ その他（ ）

3. 申請事由（就学援助を必要とする理由を詳細に記入してください）

	児童扶養手当受給 （どちらかに○）
	有
	無

※児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書の写しを添付してください。

4. 委任及び同意の確認

- (1) 認定された場合、就学援助費の請求等に関する一切の行為を学校長に委任します。
- (2) 審査が必要と認められた場合、おいらせ町職員が世帯構成員の課税状況等を調査することに同意します。

申請（保護）者署名欄

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 2 号

おいらせ町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町教育相談員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年1月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

人事院規則15-15に準拠し、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正がなされたことに伴い、おいらせ町教育相談員設置要綱においても同様の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町教育相談員設置要綱(令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3の特別休暇の部結婚休暇の項中「結婚休暇(任用期間が6箇月以上の職員に限る)」を「結婚休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」に改め、同項の次に次のように加える。

出生サポート休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間	有給
--	---	--	----

別表第3の特別休暇の部産前休暇の項中「8週間」を「6週間」に改め、同項事由の欄中「出産の日までの申し出た期間」を削り、同部産前休暇及び産後休暇の項中「女性職員」を「女性の会計年度任用職員」に、「無給」を「有給」に改め、産後休暇の項の次に次のように加える。

配偶者出産休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の時間	有給
---	--	---	----

別表第3の特別休暇の部育児休暇の項中「育児休暇」の次に「(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」を加え、同項の次に次のように加える。

育児参加休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給
----------------------------------	---	--------------------	----

<p>以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>		
------------------------	--	--	--

別表第3の特別休暇の部子の看護休暇の項中「子の看護休暇」の次に「(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」を加え、「小学校就学の始期に達する」を「中学校卒業」に、「小学校就学の始期に達す」を「中学校卒業」に改め、同部短期介護休暇の項中「短期介護休暇」の次に「(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」を加え、同部服忌休暇の項中「服忌休暇(任用期間が6箇月以上の職員に限る)」を「忌引休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」に改め、同部夏季休暇の項中「夏季休暇(任用期間が6箇月以上の職員に限る)」を「夏季休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

議案第 3 号

おいらせ町外国語指導助手設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町外国語指導助手設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第5号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年1月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

人事院規則15-15に準拠し、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正がなされたことに伴い、おいらせ町外国語指導助手設置要綱においても同様の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町外国語指導助手設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町外国語指導助手設置要綱(令和2年おいらせ町教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の特別休暇の部結婚休暇の項中「結婚休暇(任用期間が6箇月以上の職員に限る)」を「結婚休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)」に改め、同項の次に次のように加える。

出生サポート休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間	有給
---	---	--	----

別表第1の特別休暇の部産前休暇の項中「8週間」を「6週間」に改め、同項事由の欄中「出産の日までの申し出た期間」を削り、同部産前休暇及び産後休暇の項中「女性職員」を「女性の会計年度任用職員」に、「無給」を「有給」に改め、産後休暇の項の次に次のように加える。

配偶者出産休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の時間	有給
--	--	---	----

別表第1の特別休暇の部育児休暇の項中「育児休暇」の次に「(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)」を加え、同項の次に次のように加える。

育児参加休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給
-----------------------------------	---	--------------------	----

<p>以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>		
------------------------	--	--	--

別表第1の特別休暇の部子の看護休暇の項中「子の看護休暇」の次に「(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)」を加え、「小学校就学の始期に達する」を「中学校卒業」に、「小学校就学の始期に達す」を「中学校卒業」に改め、同部短期介護休暇の項中「短期介護休暇」の次に「(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)」を加え、同部服忌休暇の項中「服忌休暇(任用期間が6箇月以上の職員に限る)」を「忌引休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)」に改め、同部夏季休暇の項中「夏季休暇(任用期間が6箇月以上の職員に限る)」を「夏季休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

議案第 4 号

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第6号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年1月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

人事院規則15-15に準拠し、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正がなされたことに伴い、おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱においても同様の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3の特別休暇の部結婚休暇の項中「結婚休暇（任用期間が6箇月以上の職員に限る）」を「結婚休暇（任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る）」に改め、同項の次に次のように加える。

出生サポート休暇 （任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る）	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）の範囲内の期間	有給
--	---	--	----

別表第3の特別休暇の部産前休暇の項中「8週間」を「6週間」に改め、同項事由の欄中「出産の日までの申し出た期間」を削り、同部産前休暇及び産後休暇の項中「女性職員」を「女性の会計年度任用職員」に、「無給」を「有給」に改め、産後休暇の項の次に次のように加える。

配偶者出産休暇 （任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る）	会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）の範囲内の時間	有給
---	--	---	----

別表第3の特別休暇の部育児休暇の項中「育児休暇」の次に「（任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る）」を加え、同項の次に次のように加える。

育児参加休暇（任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日	会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給
----------------------------------	---	--------------------	----

<p>以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>		
------------------------	--	--	--

別表第3の特別休暇の部子の看護休暇の項中「子の看護休暇」の次に「(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」を加え、「小学校就学の始期に達する」を「中学校卒業」に、「小学校就学の始期に達す」を「中学校卒業」に改め、同部短期介護休暇の項中「短期介護休暇」の次に「(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」を加え、同部服忌休暇の項中「服忌休暇(任用期間が6箇月以上の職員に限る)」を「忌引休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

議案第 5 号

おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町教育相談支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第7号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年1月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

人事院規則15-15に準拠し、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正がなされたことに伴い、おいらせ町教育相談支援員設置要綱においても同様の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町教育相談支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3の特別休暇の部結婚休暇の項中「結婚休暇（任用期間が6箇月以上の職員に限る）」を「結婚休暇（任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る）」に改め、同項の次に次のように加える。

出生サポート休暇 （任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る）	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）の範囲内の期間	有給
---	---	--	----

別表第3の特別休暇の部産前休暇の項中「8週間」を「6週間」に改め、同項事由の欄中「出産の日までの申し出た期間」を削り、同部産前休暇及び産後休暇の項中「女性職員」を「女性の会計年度任用職員」に、「無給」を「有給」に改め、産後休暇の項の次に次のように加える。

配偶者出産休暇 （任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る）	会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）の範囲内の時間	有給
--	--	---	----

別表第3の特別休暇の部育児休暇の項中「育児休暇」の次に「（任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る）」を加え、同項の次に次のように加える。

育児参加休暇（任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日	会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給
----------------------------------	---	--------------------	----

<p>以上の勤務を有する職員に限る)</p>	<p>合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>		
------------------------	--	--	--

別表第3の特別休暇の部子の看護休暇の項中「子の看護休暇」の次に「(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」を加え、「小学校就学の始期に達する」を「中学校卒業」に、「小学校就学の始期に達す」を「中学校卒業」に改め、同部短期介護休暇の項中「短期介護休暇」の次に「(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」を加え、同部服忌休暇の項中「服忌休暇(任用期間が6箇月以上の職員に限る)」を「忌引休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

議案第 6 号

令和3年度おいらせ町優秀選手賞・生涯スポーツ大賞被表彰者の決定について

おいらせ町体育・スポーツに関する表彰規則第7条の規定により、次のとおり被表彰者を決定する。

- | | | | |
|---|----------|----|----|
| 1 | 優秀選手賞 | 個人 | 3名 |
| 2 | 生涯スポーツ大賞 | 個人 | 1名 |

令和4年1月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

おいらせ町体育・スポーツに関する表彰規則第7条の規定により、令和3年度おいらせ町優秀選手賞・生涯スポーツ大賞被表彰者を決定するため提案するものである。

協議第 1 号

令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の出席確認について

おいらせ町立小・中学校の令和3年度卒業式及び令和4年度入学式に出席する委員について協議する。

(別添 参考資料を参照)

協議第 2 号

令和4年度教育委員会定例会開催日程について

令和4年度おいらせ町教育委員会定例会の開催日程を決定したいので協議する。

(別添 参考資料を参照)

報告第 1 号

おいらせ町生徒指導上の実態について

令和3年度12月期分児童生徒指導状況を取りまとめたので報告する。

(別添 参考資料を参照)

□その他

① 令和4年第2回教育委員会定例会会場の変更について

令和4年第2回教育委員会定例会 [令和4年2月14日(月) 15時から]

- ・ 変更前会場 おいらせ町役場分庁舎402会議室
- ↓
- ・ 変更後会場 おいらせ町立東公民館2階ホール

※ 新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、住民税申告を昨年度同様に本庁舎と分庁舎の2カ所を実施することとなり、同会議室を申告受付会場として使用するため。